

訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
A2 1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき		
A2 2111	訪問型独自サービス11日割		日割りの場合	39	1日につき		
A2 1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	2,349	1月につき		
A2 2211	訪問型独自サービス12日割		日割りの場合	77	1日につき		
A2 1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき		
A2 2321	訪問型独自サービス13日割		日割りの場合	123	1日につき		
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき	
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき	
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算		1月につき	
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算		
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算3			同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算		
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算		1月につき	
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算		1日につき	
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		1月につき	
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算		1日につき	
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1月につき	
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5%加算		1日につき	
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200	1月につき	
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100		
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A2 6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50	月1回程度	
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000加算			
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000加算			
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	定単位数の 55/1000加算			
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000加算			
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000加算			

は令和6年4月改定箇所

通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称			合成単 位数	算定単位	
A6 1111	通所型独自サービス11		事業対象者・要支援1	1,798単位	1月につき	
A6 1112	通所型独自サービス11日割	イ 1週当たりの標準的な回 数を定める場合	事業対象者・要支援1	日割りの場合 59単位	1日につき	
A6 1121	通所型独自サービス12			事業対象者・要支援2	3,621単位	1月につき
A6 1122	通所型独自サービス12日割			日割りの場合 119単位	1日につき	
A6 C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施 減算	イ1週当たりの標準的 な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	1月につき
A6 C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			事業対象者・要支援1	日割りの場合 1単位減算	1日につき
A6 C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	1月につき	
A6 C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		事業対象者・要支援2	日割りの場合 1単位減算	1日につき	
A6 D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ1週当たりの標準的 な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	1月につき
A6 D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			事業対象者・要支援1	日割りの場合 1単位減算	1日につき
A6 D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	1月につき	
A6 D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割		事業対象者・要支援2	日割りの場合 1単位減算	1日につき	
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者 へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6 6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住す る者又は同一建物から利用 するものに通所型サービス (独自)を行う場合	イ1週当たりの標準的 な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	1月につき
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752単位減算	
A6 5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	片道につき	
A6 5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ 活動加算		100単位加算	100	
A6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受 入加算		240単位加算	240	
A6 6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50	
A6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	200	
A6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150	
A6 5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160	
A6 6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480単位加算	480	
A6 6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ	リ サービス提供体制強化加 算	(1)サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88
A6 6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ2			事業対象者・要支援2	176単位加算	176
A6 6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ1		(2)サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72
A6 6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	144単位加算	144
A6 6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ1		(3)サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24
A6 6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ2			事業対象者・要支援2	48単位加算	48
A6 4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100単位加算	100
A6 4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200
A6 6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング 加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20単位加算	20
A6 6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5単位加算	5
A6 6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算		
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算		
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算		
A6 6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善 加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算		
A6 6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000 加算		
A6 6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000 加算		

定員超過の場合

A6 8001	通所型独自サービス11定超	イ 1週当たりの標準的な回 数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6 8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき
A6 8011	通所型独自サービス12定超		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6 8012	通所型独自サービス12日割・定超		事業対象者・要支援2	119単位		83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

A6 9001	通所型独自サービス11人欠	イ 1週当たりの標準的な回 数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員 が欠員の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6 9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6 9011	通所型独自サービス12人欠		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6 9012	通所型独自サービス12日割・人欠		事業対象者・要支援2	119単位		83	1日につき

介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード	サービス内容略称 事業対象者・要支援1・2 要介護1・2・3・4・5	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目				
AF	1001	介護予防ケアマネジメント費		442単位	1月につき
AF	C211	介護予防ケアマネジメント高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 介護予防ケアマネジメント 費 高齢者虐待防止措置未実施減算 4単位減算	438単位	
AF	CD21	介護予防ケアマネジメント高齢者虐待防止措置・業務継続計画減算	業務継続計画未策定減算4単位減算	434単位	
AF	D211	介護予防ケアマネジメント業務継続計画未策定減算	業務継続計画未策定減算	438単位	
AF	1002	初回加算	ロ 初回加算	300単位加算	
AF	1004	委託連携加算	ハ 委託連携加算	300単位加算	

は令和6年4月改定箇所

訪問型サービス(独自)算定構造

基本部分	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
------	---------------------	------------------	---	-------------	-------------------------	-----------------------------

イ 1週当たりの標準てきな回数をさだめる場合(1月につき)

(1) 1週に1回程度の場合	1,176単位			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100			
(2) 1週に2回程度の場合	2,349単位	-1/100	-1/100	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,727単位			正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く)			

ハ 初回加算 1月につき+200単位

ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 1月につき+100単位
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 1月につき+200単位

ホ 口腔連携強化加算 1回につき+50単位(1月に1回を限度)

ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1月につき +所定単位×137/1000	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位の合計
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1月につき +所定単位×100/1000	
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1月につき +所定単位×55/1000	

ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1月につき +所定単位×63/1000	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1月につき +所定単位×42/1000	

チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	1月につき +所定単位×24/1000	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
--------------------	---------------------	--------------------------------

：支給限度額管理の対象の算定項目

：「特別地域加算」「中山間地域等における小規模事業所加算」「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入する。

※ロについては、1月につき、イ(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

※業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から適用する。

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能

※単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。

通所型サービス(独自)算定構造

基本部分	
イ 1週あたりの標準的な奇数を定める場合 (1月につき)	(1)事業対象者・要支援1 (1月につき 1,798単位)
	(2)事業対象者・要支援2 (1月につき 3,621単位)

注	注	注	注	注	注
利用者の数が利用定員を超える場合	又は 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合
×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	+5/100	-376単位 (1月につき)
					-752単位 (1月につき)
					事業所が送迎を行わない場合
					-47単位 (片道につき)

ハ 生活機能向上グループ活動加算	1月につき 100単位を加算
------------------	----------------

ニ 若年性認知症利用者受入加算	1月につき 240単位を加算
-----------------	----------------

ホ 栄養アセスメント加算	1月につき 50単位を加算
--------------	---------------

ヘ 栄養改善加算	1月につき 200単位を加算
----------	----------------

ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	1月につき 150単位を加算
	(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	1月につき 160単位を加算

チ 一体的サービス提供加算	1月につき 480単位を加算
---------------	----------------

リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 1月につき 88単位を加算
		事業対象者・要支援2 1月につき 176単位を加算
	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 1月につき 72単位を加算
		事業対象者・要支援2 1月につき 144単位を加算
	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1 1月につき 24単位を加算
		事業対象者・要支援2 1月につき 48単位を加算

ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき+100単位(3月に1回を限度))
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき200単位を加算)

ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	(1回につき 20単位を加算)(6月に1回を限度)
	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	(1回につき 5単位を加算)(6月に1回を限度)

ヲ 科学的介護推進体制加算	(1月につき 40単位を加算)
---------------	-----------------

ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき +所定単位×59/1000
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき +所定単位×43/1000
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき +所定単位×23/1000

注  
所定単位は、イからヲまでにより算定した単位数の合計

カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき +所定単位×12/1000
	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき +所定単位×10/1000

注  
所定単位は、イからヲまでにより算定した単位数の合計

コ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×11/1000)
--------------------	-----------------------

注  
所定単位は、イからヲまでにより算定した単位数の合計

支給限度額管理の対象の算定項目

「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」「サービス提供体制強化加算」「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適応しない。  
 ※事業所が送迎を行わない場合については、イ(1)を算定している場合は、1月につき376単位の範囲で、イ(2)を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。  
 ※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

